

独立行政法人大学評価・学位授与機構

「キャンパス・アジア」モニタリング委員会の会議の公開にかかる申合せ（案）

平成 25 年 3 月 日

「キャンパス・アジア」モニタリング委員会決定

「独立行政法人大学評価・学位授与機構『キャンパス・アジア』モニタリング委員会の設置について」における「8. 会議の公開」の規定に関連し、独立行政法人大学評価・学位授与機構「キャンパス・アジア」モニタリング委員会の会議の公開にかかる取扱いを次のように定める。

（趣旨）

1. 独立行政法人大学評価・学位授与機構「キャンパス・アジア」モニタリング委員会（以下「委員会」という。）の会議の公開の手続きその他委員会の会議の公開に関し必要な事項は、この申合せの定めるところによる。

（会議の傍聴）

2. 委員会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、独立行政法人大学評価・学位授与機構評価事業部国際課に申し出て、登録を受けなければならない。
3. 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、委員長が許可した場合を除き、会議を撮影し、録画し、若しくは録音してはならない。
4. 登録傍聴人は、前項に規定する行為のほか、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

（会議資料の公開）

5. 委員会の会議資料は原則、公開することとする。ただし、委員長が、具体的なモニタリングの調査審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる又は不当にモニタリングの対象となるプログラムに混乱を生じさせるおそれがあると判断した場合についてはこの限りではない。

（議事要旨の公開）

6. 委員会の議事要旨は原則、公開することとする。ただし、具体的なモニタリングの調査審議等、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当にモニタリングの対象となるプログラムに混乱を生じさせるおそれがある部分についてはこの限りではない。